

# 第26期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月22日(月曜日) 午前10時  
(受付開始:午前9時)

## 場所

ベルサール六本木  
グランドコンファレンスセンター  
東京都港区六本木3丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階

## 議案

第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 取締役の報酬等の限度額改定  
および株式報酬枠廃止の件  
第3号議案 監査役の報酬等の限度額改定  
の件

■本株主総会の議決権行使は、書面(郵送)またはインターネット、スマートフォンによる方法もございますので、そちらのご利用を是非ご検討ください。  
(詳細は後述「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。)

## 株主総会にご出席されない場合

郵送、インターネットまたはスマートフォンにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使期限

2026年6月19日(金曜日) 午後5時まで

株主さまへのお土産をご用意しておりません。

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりSBI新生銀行グループへのご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当行は2021年12月にSBIグループの一員となって以降、事業基盤の再構築と企業価値の向上に取り組んでまいりました。2023年9月の上場廃止を経て、2025年7月には長年の課題であった公的資金の完済を果たしました。昨年12月の東証プライム市場への再上場は、当行のさらなる飛躍を目指すうえでの新たな出発点と位置づけております。

この間、当行グループは、SBIグループの事業構築の基本観である「顧客中心主義」を軸に、SBIグループの一員であることによるシナジーを最大限に活用し、顧客基盤の拡大と商品・サービスの拡充に努めてまいりました。2025年度の連結業績は、これらの施策が実を結び、業務粗利益3,346億円、当期純利益1,134億円といずれも過去最高利益を計上いたしました。

今後も、SBIグループの中核銀行として、「第4のメガバンク構想」の具現化を通じた地域金融機関との連携による地方創生の実現や、SBIグループの知見やデジタル生態系を活用した「次世代金融」の提供など、従来の金融の枠組みを超えた革新的な取り組みを通じて企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

代表取締役社長 **川島 克哉**



## 決算ハイライト

### 過去最高の業績

業務粗利益	前年比12%増加、通期計画対比105%
税引前純利益	前年比23%増加。純利益も前年比34%増加、通期計画対比113%
財務基盤	営業性資産、預金量とも中計目標の達成に向けて順調に拡大

#### 業務粗利益

過去最高<sup>※1</sup>

3,346億円

通期計画3,184億円に対し105%  
前年比+359億円、+12%

#### 税引前純利益

過去最高<sup>※1</sup>

1,221億円

前年比+227億円、+23%

#### 純利益

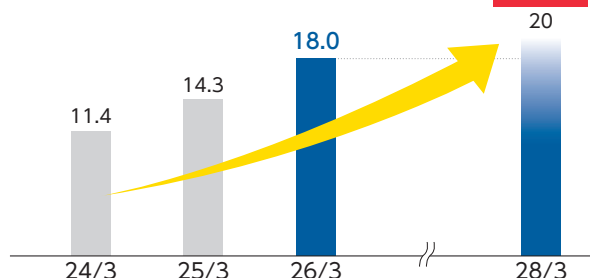
過去最高<sup>※1</sup>

1,134億円

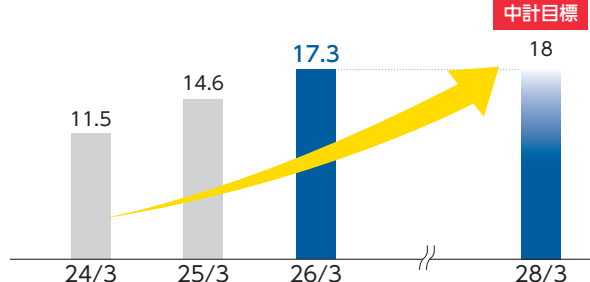
通期計画1,000億円に対し113%  
前年比+289億円、+34%

#### 財務基盤

営業性資産(証券投資含む)(単位:兆円)



預金量(リテールおよび法人)(単位:兆円)



※1 新生銀行発足(2000年度)以降

## 中期経営計画の進捗

### 財務KPI～中期経営計画の達成に向け、順調な進捗

	KPI	2024年度 実績	2025年度 実績	中計最終年度 (2027年度) 目標
質の向上	収益性 <b>税引前純利益</b>	877億円 <sup>*1</sup>	1,221億円	2024年度対比 <b>+50%</b> 前後
	効率性 <b>RORA</b> 税引前純利益/リスクアセット	0.96%	1.23% <sup>*3</sup> (速報値)	1.15%前後
量の拡大	財務基盤 <b>預金量</b> リテール預金+法人預金	14.6兆円	17.3兆円	18兆円
	<b>営業性資産<sup>*2</sup></b> 証券投資を含む	14.3兆円	18.0兆円	20兆円
健全性	<b>連結自己資本比率</b> バーゼルⅢ、国内基準	9.33%	9.68% <sup>*3</sup> (速報値)	8.5%以上 を目標

(注) 目標値算定の主な前提条件などにつきましては事業報告【企業集団が対処すべき課題】財務目標:KPI(重要な活動指標)をご参照ください。

※1 税引前純利益の2024年度実績877億円は、大口の負ののれん益117億円を除外した数値

※2 貸出、リース資産、割賦、保証、証券投資残高等を含んだ概念

※3 2026/5/1時点の速報値

## 配当

当行は、財務健全性の維持を前提に、成長投資のための内部留保の確保と安定的な配当実施とのバランスを踏まえた資本配分を基本方針とし、利益成長を通じた1株当たり配当金の増加を目指します。

2025年度につきまして、上記方針および2026年3月期の業績等を総合的に勘案した結果、1株当たり42円00銭といたしました。

配当額

**42円00銭**

株主各位

証券コード 8303

2026年6月1日

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

**株式会社SBI新生銀行**

代表取締役社長 **川島 克哉**

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/stock/shareholdersmtg.html>



また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SBI新生銀行」又は「コード」に当行証券コード「8303」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>日 時</b>	<b>2026年6月22日（月曜日）午前10時 開会（受付開始：午前9時）</b>	
<b>場 所</b>	東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター <b>*株主さまへのお土産をご用意しておりません。</b>	
<b>目的事項</b>	<b>報告事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件</li> <li>第26期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件</li> </ol>
	<b>決議事項</b>	<p>第1号議案 取締役9名選任の件          第2号議案 取締役の報酬等の限度額改定および株式報酬廃止の件          第3号議案 監査役の報酬等の限度額改定の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本総会招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、第1会場が満席でご入場いただけない場合は、別会場へご案内させていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 基準日までに書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、お送りする書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当行ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知等の発送を行わず、当行ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。

当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://corp.sbishinseibank.co.jp/>





## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 取締役9名選任の件

早崎保浩氏が2026年4月6日付で取締役を辞任され、更に、本総会の終結の時をもって業務執行取締役4名および社外取締役4名の取締役全員（8名）の任期が終了するため、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、取締役会の諮問に応じ、指名・報酬委員会における審議及び決議を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性	取締役会への出席状況
1	川島 克哉	代表取締役社長	再任	12/12回 (100%)
2	寺澤 英輔	取締役 専務執行役員 グループ最高財務責任者 グループ経営企画担当 兼 金融円滑化担当	再任	12/12回 (100%)
3	藤崎 圭		新任	-/-回 (-%)
4	小倉 将信		新任	-/-回 (-%)
5	寺田 昌弘		再任 社外 独立	12/12回 (100%)
6	瀧口 友里奈		再任 社外 独立	12/12回 (100%)
7	谷崎 勝教		再任 社外 独立	12/12回 (100%)
8	林 眞琴		再任 社外 独立	12/12回 (100%)
9	迫田 裕治		新任 社外 独立	-/-回 (-%)

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号

1

かわしま かつや  
**川島 克哉**



再任

生年月日

1963年3月30日 (63歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

4年5ヶ月

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

## 略歴、当行における地位、担当

- 1985年 4月 野村証券株式会社入社  
1995年 8月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 入社  
1999年 7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現SBIホールディングス株式会社) 取締役  
1999年10月 ソフトバンク・フロンティア証券株式会社 (現株式会社SBI証券) 代表取締役社長  
2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 代表取締役社長  
2001年 3月 モーニングスター株式会社 (現SBIグローバルアセットマネジメント株式会社)  
代表取締役社長  
2005年12月 イー・トレード証券株式会社 (現株式会社SBI証券) 取締役執行役員副社長  
2006年 4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社 (現住信SBIネット銀行株式会社)  
代表取締役副社長  
2007年 9月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役副社長COO  
2011年 8月 同行代表取締役社長  
2014年 4月 SBIマネープラザ株式会社代表取締役社長  
2014年 6月 株式会社SBI証券取締役  
2014年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締役執行役員副社長  
2015年 4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役  
2015年 4月 SBIキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長  
2015年 4月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員社長  
2015年 9月 株式会社SBI貯蓄銀行取締役  
2017年 5月 住信SBIネット銀行株式会社取締役  
2018年 6月 SBIホールディングス株式会社代表取締役副社長  
2018年 7月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役  
2019年 2月 SBI地域事業承継投資株式会社代表取締役社長  
2019年 3月 マネータップ株式会社 (現SBIレミット株式会社) 代表取締役社長  
2020年 7月 SBI地銀ホールディングス株式会社取締役  
2021年 6月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ株式会社代表取締役社長  
2022年 1月 当行顧問  
2022年 2月 当行代表取締役社長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

川島克哉氏につきましては、証券、銀行業界での経験が長く、そこで重要な役職を歴任するなど、金融サービス事業に精通していることに加え、経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

2

てら さわ えい すけ  
寺澤 英輔



再任

生年月日

1974年1月27日 (52歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

4年

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、当行における地位、担当

1996年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行） 入行  
2017年 4月 当行グループ組織戦略部シニアマネージャー  
2018年 7月 当行グループ経営企画部セクションヘッド  
2020年 7月 当行グループ経営企画部GM  
2021年 4月 当行シニアオフィサーグループ企画財務兼グループ経営企画部GM兼執行役員金融円滑化担当兼金融円滑化推進管理室長  
2022年 4月 当行常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長  
2022年 6月 当行取締役常務執行役員グループ経営企画担当兼金融円滑化担当兼グループ経営企画部長兼金融円滑化推進管理室長  
2025年 4月 当行取締役専務執行役員グループ最高財務責任者、グループ経営企画担当兼金融円滑化担当（現任）

### 取締役候補者とした理由

寺澤英輔氏につきましては、銀行業務全般についての豊富な知識と経験、特に、経営企画、組織戦略及び財務企画に関する専門的な知見を有していること、また、これらの業務経験を通じて当行グループの業務運営状況にも精通しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

3

ふじ さき けい  
藤 崎 圭



新任

生年月日

1968年6月23日 (57歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

—

取締役会への出席状況

—

### 略歴、当行における地位、担当

1991年 4月 農林中央金庫入庫  
2012年 7月 同庫総合企画部副部長  
2015年 7月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社企画部長  
2017年 7月 農林中央金庫統合リスク管理部長  
2019年 4月 同庫常務理事  
2021年 4月 同庫理事兼常務執行役員  
2022年 6月 当行社外取締役  
2023年 6月 当行専務執行役員グループトレジャリー担当（現任）

### 取締役候補者とした理由

藤崎 圭氏につきましては、大手金融機関において重要な役職を歴任し、金融についての豊富な知識と経験を有していること、また、特にリスク管理及び市場関連業務に関する専門的な知見を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

4

お くら ま さ の ぶ  
小 倉 将 信



新任

生年月日

1981年5月30日 (45歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

—

取締役会への出席状況

—

### 略歴、当行における地位、担当

2004年 4月 日本銀行入行  
2012年12月 衆議院議員  
2017年 8月 総務大臣政務官  
2022年 8月 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、女性活躍担当、共生社会担当、孤独・孤立対策担当  
2025年 1月 医療法人社団恵仁会副理事長（現任）  
2025年 6月 株式会社堂島取引所社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

医療法人社団恵仁会 副理事長  
株式会社堂島取引所 社外取締役

\* 医療法人社団恵仁会副理事長は2026年6月に開催予定の理事会において退任し、理事（非常勤）に就任予定であります。

### 取締役候補者とした理由

小倉将信氏につきましては、日本銀行における業務経験を通じて培った金融に関する知識を有していること、また、大臣等の要職を歴任する中で、特に、持続可能な社会の構築に向けた課題解決に関する幅広い経験と高い見識を有しており、当行の企業価値の向上への貢献が期待できることから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

5

てら だ まさ ひろ  
寺田 昌弘



再任

社外

独立

生年月日

1968年5月7日 (58歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

4年5ヶ月

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、当行における地位、担当

1996年 4月 第二東京弁護士会登録  
1998年 5月 大和証券株式会社 (現株式会社大和証券グループ本社) 社内弁護士  
2000年 5月 モルガン・スタンレー証券会社 (現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)  
社内弁護士  
2005年 1月 シティユーワ法律事務所パートナー  
2012年10月 いちご不動産投資法人 (現いちごオフィスリート投資法人) 監督役員  
2016年 8月 株式会社ニッセンホールディングス社外監査役  
2022年 2月 当行社外取締役 (現任)  
2023年 1月 三浦法律事務所パートナー弁護士 (現任)  
2026年 3月 地主株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2026年 3月 ビットバンク株式会社社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

三浦法律事務所 弁護士  
地主株式会社 社外取締役 (監査等委員)  
ビットバンク株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寺田昌弘氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、金融機関における社内弁護士としての経験や他社での社外役員としての経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、専門分野であるストラクチャードファイナンス、コーポレートガバナンス、コンプライアンスなどにおける豊富な知識に基づき、業務執行に対し適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

6

た き ぐ ち ゆ り な  
**瀧口 友里奈**



再任

社外

独立

生年月日

1987年8月1日 (38歳)

所有する当行株式数

0株

性別

女性

在任年数

4年

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、当行における地位、担当

2008年 4月 株式会社セント・フォース所属 (～現在)  
2014年 6月 テレビ東京「ニュースモーニングサテライト」サブキャスター  
2017年 4月 日経CNBCキャスター  
2019年 4月 Forbes JAPANエディター兼コミュニケーションディレクター  
2021年 9月 東京大学工学部アドバイザーボードメンバー  
2022年 6月 当行社外取締役 (現任)  
2022年 7月 株式会社グローブエイト代表取締役 (現任)  
2023年 5月 株式会社テラスカイ社外取締役 (現任)  
2024年 6月 エイベックス株式会社社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

株式会社グローブエイト 代表取締役  
株式会社テラスカイ 社外取締役  
エイベックス株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瀧口友里奈氏につきましては、経済番組のキャスターを含めたマスメディアにおける豊富な経験や社会・経済全般に関する幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後はサステナビリティ経営、広報活動及びジェンダーやジェネレーションの多様性の観点から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

候補者番号

7

たにざき かつのり  
谷崎 勝教



再任

社外

独立

生年月日

1957年4月12日 (69歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

3年

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、当行における地位、担当

1982年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行  
2010年 4月 同行執行役員市場運用部長  
2013年 4月 同行常務執行役員システム統括部長  
2015年 4月 同行取締役兼専務執行役員  
2015年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員  
2015年 6月 同グループ取締役  
2017年 4月 同グループ取締役兼専務執行役員グループCIO  
2017年 6月 同グループ取締役執行役専務グループCIO  
2019年 4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員  
2019年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務グループCDIO  
2019年 6月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員  
2019年 6月 株式会社日本総研情報サービス取締役  
2021年 4月 大阪デジタルエクステンジ株式会社社外取締役  
2021年10月 SMBC日興証券株式会社取締役（現任）  
2023年 6月 当行社外取締役（現任）  
2023年10月 公益財団法人東京財団政策研究所（現公益財団法人東京財団）理事（現任）  
2024年 4月 株式会社日本総研ホールディングス代表取締役社長  
2025年 6月 学校法人大妻学院理事（現任）  
2025年 6月 株式会社日本貿易保険社外取締役（現任）  
2025年 6月 株式会社日本総合研究所特別顧問（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所 特別顧問  
SMBC日興証券株式会社 取締役  
株式会社日本貿易保険 社外取締役  
学校法人大妻学院 理事  
公益財団法人東京財団 理事

### 社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

谷崎勝教氏につきましては、大手金融機関において要職を歴任するとともに経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それらを当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、これまでの経験と知識に基づき、特に金融及び非金融を含むデジタル戦略に関する専門的な視点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

候補者番号

8

はやし  
**林** まこと  
**眞琴**



再任

社外

独立

生年月日

1957年7月30日 (68歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

2年

取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、当行における地位、担当

1983年 4月 東京地方検察庁検事任官  
2012年 4月 最高検察庁総務部長  
2013年 7月 仙台地方検察庁検事正  
2014年 1月 法務省刑事局長  
2018年 1月 名古屋高等検察庁検事長  
2020年 5月 東京高等検察庁検事長  
2020年 7月 検事総長  
2022年 6月 退官  
2022年 8月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士 (現任)  
2023年 5月 イオン株式会社社外取締役 (現任)  
2023年 6月 三井物産株式会社社外監査役 (現任)  
2023年 6月 東海旅客鉄道株式会社社外監査役 (現任)  
2024年 6月 当行社外取締役 (現任)  
2026年 2月 株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役 (現任)

### 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所 客員弁護士  
イオン株式会社 社外取締役  
三井物産株式会社 社外監査役  
東海旅客鉄道株式会社 社外監査役  
株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林 眞琴氏につきましては、東京高等検察庁検事長、検事総長等の要職を歴任し、その長年の経験、知見に加え、他社での社外役員としての経験等を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、これまでの経験と知見に基づき、特にガバナンス及びリスクマネジメントの観点から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

候補者番号

9

さ こ だ ゆ う じ  
迫 田 裕 治



新任

社外

独立

生年月日

1968年6月26日 (57歳)

所有する当行株式数

0株

性別

男性

在任年数

—

取締役会への出席状況

—

### 略歴、当行における地位、担当

1991年 4月 警察庁入庁  
2019年 8月 長崎県警察本部長  
2020年 8月 警視庁公安部長  
2021年 9月 警察庁警備局外事情報部長  
2022年 8月 警察庁警備局警備運用部長  
2023年 6月 警察庁警備局長  
2025年 1月 警視總監

### 重要な兼職の状況

大成建設株式会社 社外監査役 \*

\* 2026年6月開催予定の大成建設株式会社定時株主総会を経て、就任予定であります。

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

迫田裕治氏につきましては、警察庁警備局長、警視總監等の要職を歴任し、その長年の経験と知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後はこれまでの経験と知見に基づき、特にガバナンス及び危機対応を含めた実効性の高いリスク管理態勢構築の観点から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

なお、同氏は、過去に会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 「取締役会への出席状況」は、2025年4月から2026年3月末までに開催された取締役会について記載しております。
2. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
3. 取締役候補者のうち川島克哉氏、寺澤英輔氏、藤崎 圭氏及び小倉將信氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。これらの候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
4. 取締役候補者である川島克哉氏が過去10年間に当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社及び当行の親会社の子会社の業務執行者であった状況については「略歴、当行における地位、担当」に記載しておりますが、「略歴、当行における地位、担当」に記載以外の以下の当行の親会社の子会社の業務執行者でありました。  
SBI-HIKARI P.E.株式会社 取締役、  
SBI地方創生支援株式会社 代表取締役、  
Strategic Business Innovator Berlin GmbH Managing Director、  
SBI JI Innovation Partners Ltd. Director、  
SBI JI Innovation Partners II, Ltd. Director、  
SBIリーシングサービス株式会社 取締役、  
SBI地域活性化支援株式会社 代表取締役、  
SBI地方創生投融資株式会社 代表取締役、  
SBIクリプトインベストメント株式会社 取締役、  
SBI RI Partners, Ltd. Director、  
SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社 代表取締役、  
SBI Capital Co., Ltd. 取締役、  
SBIインキュベーション株式会社 代表取締役、  
SBIキャピタル株式会社 代表取締役
5. 候補者と当行との特別の利害関係について  
取締役候補者のうち寺田昌弘氏は、SBIホールディングス株式会社及びSBI地銀ホールディングス株式会社により提案のあった当行の株式に対する公開買付け及び当行の非公開化に関する取引に関し、当行において2023年3月9日付で設置された特別委員会の委員に就任しておりましたが、同氏による役務提供は、委員に就任することに関し締結した委任契約に基づき、当行の取締役会が当該取引に関して特別委員会に諮問する事項を総合的に検討し、検討結果を特別委員会の意見として取締役会に提供するものであり、同氏は会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同委任契約に基づく役務提供は当該取引に関する臨時のものであり、契約期間中の報酬総額は1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。  
取締役候補者のうち林 眞琴氏は、2023年4月1日から2024年6月の当行社外取締役の就任までの間、当行と顧問契約を締結しておりましたが、顧問契約に基づき、当行の経営上の参考とするための助言を提供していたものであり、会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、契約期間中の報酬総額は1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。  
その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要について  
取締役候補者のうち寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教、林 眞琴の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者の迫田裕治氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。
7. 当行は、現任の取締役である全ての取締役候補者を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、また、各候補者の選任が承認された場合、全ての選任された取締役が当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告【2.会社役員に関する事項(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要】をご参照ください。
8. 寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教、林 眞琴、迫田裕治の各氏は社外取締役候補者であります。
9. 瀧口友里奈氏の戸籍上の氏名は木月友里奈であります。
10. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。
  - (2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について  
谷崎勝教氏が取締役に務めているSMBC日興証券株式会社は、証券取引等監視委員会による検査の結果、上場株式の相場を安定させる目的をもって違法に買付け等を行う行為、売買審査体制の不備、ブロックオファー取引にかかる業務運営体制の不備及び銀行と連携して行う業務運営が不適切であることによる法令違反が認められたとして行政処分勧告がなされ、これに伴い、2022年10月に金融庁より業務停止命令及び業務改善命令を受けました。同氏が取締役に就任したのは2021年10月であり、既に当該事案についての証券取引等監視委員会の調査が開始された後でした。同氏は、取締役就任後、法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされないよう努めておりました。また同氏は、当該違反行為の判明後は再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。
11. 当行は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に対して、寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教、林 眞琴の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、当行は、迫田裕治氏が取締役に選任された場合には、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として独立役員届出書を提出する予定であります。  
なお、上記5名は後述記載の当行が定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

## ■取締役候補者のスキルマトリックス

	川島 克哉	寺澤 英輔	藤崎 圭	小倉 将信	寺田 昌弘	瀧口 友里奈	谷崎 勝教	林 眞琴	迫田 裕治
企業経営	○	○	○	○			○		
金融業務	○	○	○	○	○		○		
財務・資本政策	○	○	○						
リスク管理・危機管理	○	○	○		○		○	○	○
法務・ガバナンス	○	○	○		○		○	○	○
人権・多様性	○			○	○	○	○	○	○
IT・デジタル	○			○			○		
グローバル			○	○		○	○	○	○
IR・広報	○	○				○			
行政経験				○				○	○

## 取締役の報酬等の限度額改定および株式報酬枠廃止の件

当行の取締役の報酬等の限度額は、2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、年額230百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。その後、当行は公的資金を完済し、経営の正常化を果たすとともに、東証プライム市場に上場する企業として、より一層のガバナンスの高度化と持続的な企業価値向上に取り組む段階に移行しております。このような状況を踏まえ、本議案では、将来の取締役の増員や職責の変化にも適切に対応できるよう、経済情勢や他社の報酬水準その他の諸般の事情を勘案し、取締役の報酬等の限度額を年額700百万円以内（うち社外取締役分110百万円以内）に改定することにつき、ご承認をお願いするものであります（使用人兼務取締役の使用人分給与は、従来どおり含まないものとさせていただきます）。

なお、本議案による限度額は、金銭報酬のみを対象とします。個別の取締役の報酬額につきましては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会において適切に決定いたします。

また、当行では、2023年9月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度および株式報酬型ストック・オプション制度の廃止を決議しております。これを踏まえ、役員報酬に関する授権内容の明確化および簡素化を図るため、当該各制度に係る取締役の報酬等の限度額（常勤取締役に対する譲渡制限付株式報酬の限度額25百万円以内、社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬の限度額15百万円以内、および常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの限度額75百万円以内）についても廃止することといたしたいと存じます。

当行は、2026年5月13日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を変更することを決議しており、その概要は本議案末尾の（ご参考）に記載のとおりであります。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿った合理的な内容であることから、相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は4名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役は5名）となります。

（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要

### 1. 報酬体系

当行の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、会社業績等に基づく「賞与」の構成とする。当行の社外取締役の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、固定報酬である「基本報酬」のみの構成とする。

(1)「基本報酬」は、月例の金銭報酬として、各々の取締役が担う役割・責任等を踏まえて決定する。

(2)「賞与」は原則として年1回、前年度の当行グループ連結ベースの業績に基づく業績連動報酬として現金にて支給する。各々の取締役の「賞与」の基準額は、標準的な業績の場合において、当該取締役の総報酬額の三分の一程度とする。各々の取締役の「賞与」の支給額は、基準額の0%から150%の範囲内で、定量・定性の評価に基づいて、当行で実施する連結業績評価制度の枠組みに基づく業績評価に基づいて決定する。

## 2. 報酬の決定プロセス

当行は、役員の報酬等の決定に関するプロセスの公正性及び透明性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置している。役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会が決定する。取締役の個人別の報酬額は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定する。

**第3号議案****監査役の報酬等の限度額改定の件**

当行の監査役の報酬等の限度額は、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、年額60百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。その後、当行を取り巻く経営環境やコーポレートガバナンスに対する要請は大きく変化しており、監査役に求められる役割および責務も高度化・多様化しております。つきましては、今後の監査役体制の充実、適切な人材の確保・維持、およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図る観点から、経済情勢や他社の報酬水準その他の諸般の事情を勘案し、監査役の報酬等の限度額を、年額90百万円以内に改定いたしたいと存じます。

現在の監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

以 上

## 【ご参考情報】

### 社外役員の独立性基準

当行は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役及び独立社外監査役の条件について、次のいずれにも該当しない者としています。

1. 現在又は就任の前3年間、当行を主要な取引先とする者(\*1) 又はその業務執行者
2. 現在又は就任の前3年間、当行の主要な取引先(\*2) 又はその業務執行者
3. 当行から現在又は就任の前3年間、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
4. 当行から、多額の金銭その他の財産(当行の連結経常収益の0.5%超)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員
5. 当行から、現在又は就任の前3年間、年間1,000万円又は相手先の年間売上高の2%のいずれかの大きい額を超える寄付等を受ける者又はその業務執行者
6. 当行の主要株主、又は主要株主が法人等である場合はその業務執行者(過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む。)
7. 次に掲げる者(重要でない者(\*3)を除く。)の近親者(\*4)
  - (1) 1から6までに掲げる者
  - (2) 当行又はその親会社、子会社及び兄弟会社(\*5)の取締役、監査役、執行役員等の使用人
8. 再任の場合は、再任時点で在任期間が8年を超える者
9. その他利益相反が生じるおそれがあると取締役会が判断した者

(\*1) 当該者の連結売上高に占める当行宛売上高の割合が2%を超える先

(\*2) 当行の連結総資産の0.5%を超える貸付けを行っている先

(\*3) 「重要」である者の例

- ・各会社・取引先の役員・部長クラスの者
- ・会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

(\*4) 配偶者又は二親等以内の親族

(\*5) 当行と同一の親会社を有する他の会社

詳細についてはこちらをご覧ください。



トップページ > 企業・IR > SBI新生銀行について > ガバナンス

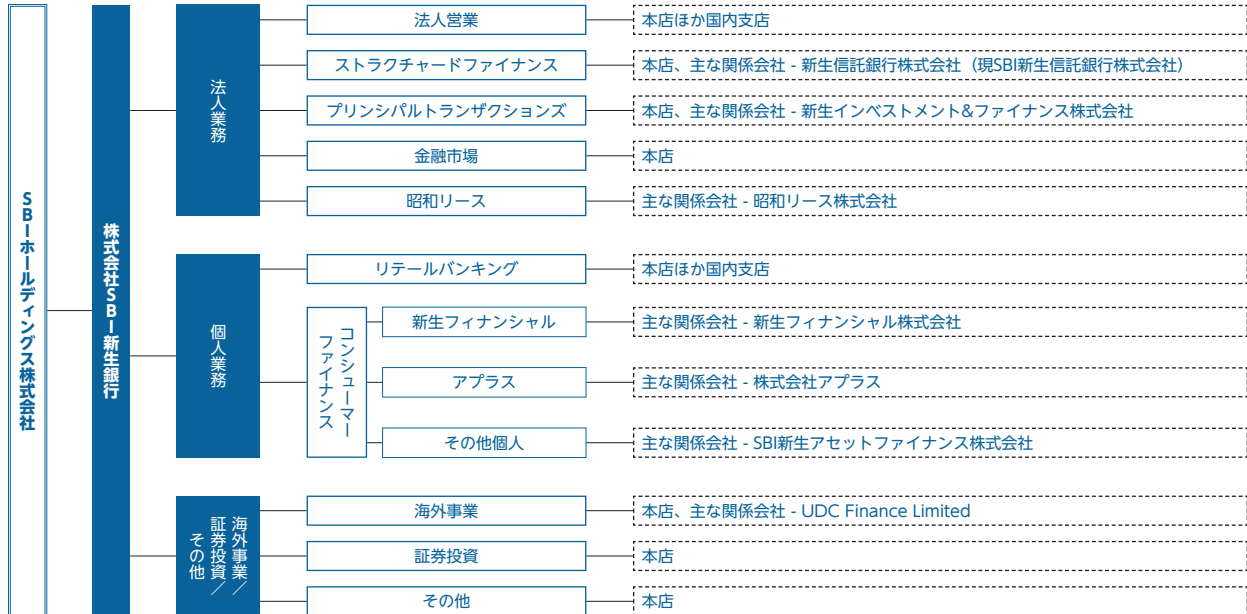
## 第26期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 【事業内容の概要】

当行グループは2026年3月31日現在、当行、子会社82社（うち連結子会社52社）、及び関連会社43社（すべて持分法適用会社）により構成され、『法人業務』、『個人業務』及び『海外事業／証券投資／その他』を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。これらの各業務・事業は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。



連結子会社：株式会社アプラス（以下「アプラス」）、昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、新生信託銀行株式会社（現SBI新生信託銀行株式会社）、新生インベストメント&ファイナンス株式会社、SBI新生アセットファイナンス株式会社、UDC Finance Limited など

持分法適用会社：SBI PE ホールディングス株式会社、NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「NEC キャピタルソリューション」） など

## セグメント情報

法人業務	
法人営業	事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネージメント業務等
ストラクチャードファイナンス	ノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務
プリンシパルトラザクシヨンス	プライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等
金融市場	外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務
昭和リース	リースを中心とする金融商品・サービス
個人業務	
リテールバンキング	個人向けの金融取引・サービス
新生フィナンシャル	無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）
アプラス	ショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務
その他個人	連結子会社による不動産金融業務及び関連会社によるクレジットカード業務等
海外事業／証券投資／その他	
海外事業	当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大宗を含み、これらを通じた小口ファイナンス業務等
証券投資	債券等による市場性運用業務

### 【金融経済環境】

当事業年度における世界経済は、一部に足踏みがみられましたが、全体でみれば緩やかに持ち直しました。米国による関税引き上げが貿易活動の下押し圧力となりましたが、主要国・地域での政策金利の引き下げ、AI（人工知能）関連需要の拡大などが経済活動を下支えしました。当事業年度末にかけては、中東情勢の緊迫化を背景に原油価格が急上昇するなど、世界経済の先行き不透明感が強まりました。日本経済は緩やかな回復が続きました。設備投資は、企業収益が総じてみれば高水準を維持するも、省力化投資やデジタル化投資需要の高まりにも支えられ、堅調に推移しました。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、家計の所得環境の改善を背景に底堅い動きとなりました。

日米の金融政策を振り返りますと、日本銀行は、各国の通商政策を巡る不確実性の高まりを受けて、政策金利（無担保コールレート翌日物）の誘導目標を0.5%で据え置いていましたが、2025年12月の金融政策決定会合で0.75%へ引き上げました。一方、米連邦準備制度理事会（FRB）は、2025年12月にかけての米連邦公開市場委員会（FOMC）において、3会合連続で利下げを行い、フェデラルファンド金利の誘導目標を3.50%～3.75%としました。

金融市場では、国内の長期金利（10年債利回り）は、米国トランプ政権による関税措置公表を端緒に金融市場が大きく変動した2025年4月に一時1.1%台に低下しましたが、その後は概ね上昇基調で推移し、2026年3月末には2.3%台となりました。米ドル円相場は、2025年4月に一時140円台まで円高・米ドル安が進行しましたが、その後は振れを伴いながらも円安・米ドル高基調で推移し、2026年3月末には159円台となりました。

## 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

### 業績

当事業年度の連結決算における経常収益は7,740億円（前事業年度比1,600億円増加）、経常費用は6,506億円（同比1,144億円増加）、経常利益は1,233億円（同比455億円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,134億円（同比289億円増加）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は1,184億円（同比352億円増加）となりました。

### 財務基盤

当行は、2023年5月12日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で「公的資金の取扱いに関する契約書」を締結し、また、2025年3月7日付で「確定返済スキームに関する合意書」を締結しました。これらの契約および合意に基づき、当行は、公的資金に係る普通株式を優先株式へ種類変更したうえで、優先株式に対する配当を実施し、さらに当該優先株式をSBIホールディングス株式会社が取得することにより、公的資金の返済を完了しました。

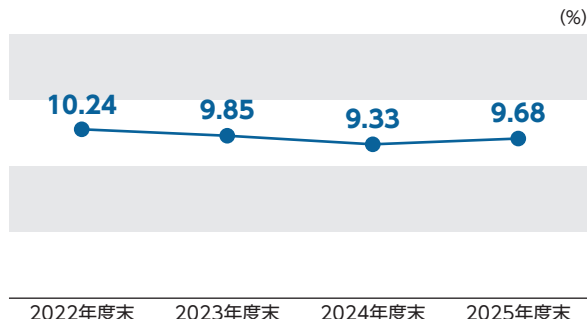
その後、当行は、当該優先株式を普通株式に種類変更のうえ、株式会社東京証券取引所の承認を受け、2025年12月17日に同取引所プライム市場へ上場するとともに、約1,235億円を調達しました。

以上のことから、当事業年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は9.68%（速報値）となり、引き続き十分な水準を確保しております。

なお、2026年3月26日付で、当行の主要株主である筆頭株主が、SBI地銀ホールディングス株式会社からSBIホールディングス株式会社へ異動しましたが、本異動による当行資本および業績に影響はありません。

（注）公的資金返済の詳細につきましては後述【8. その他企業集団の現況に関する重要な事項】をご参照ください。

### 連結自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



## セグメント別の業績

### 法人業務

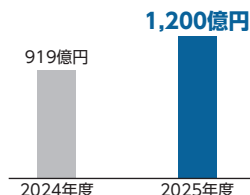
#### 主な業務内容

法人業務は、事業法人・金融法人・公共法人向けの金融商品・サービスの提供をはじめ、ストラクチャードファイナンスなどの高度な金融ソリューションを提供しています。また、外国為替・金利デリバティブ等の商品・サービスの提供や、事業承継・プライベートエクイティ投資やリースなどを通じて、お客さまの多様な資金調達・資本戦略ニーズに総合的に応えています。

#### 業績

業務粗利益は、ベンチャー投資のエグジットや、貸出残高の増加に伴う利息収入の増加、融資関連手数料収益の増加等を主因に、前事業年度に比べて増加しました。与信関連費用は、適切な与信管理の下、良質な資産の積み上げにより、前事業年度に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

#### 業務粗利益



### 個人業務

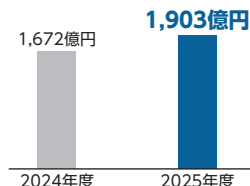
#### 主な業務内容

個人業務は、預金・資産運用コンサルティング・住宅ローンなどのリテールバンキング業務、個人向け無担保ローン業務、ショッピングクレジット・クレジットカード・ペイメント業務、不動産ファイナンス業務など、個人のお客さまに対して多彩な金融商品・サービスを提供しています。

#### 業績

「リテールバンキング」  
業務粗利益は、住宅ローンの手数料収益の増加を主因に、前事業年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。  
「コンシューマーファイナンス」  
業務粗利益は、アプラス、SBI新生アセットファイナンス株式会社、新生フィナンシャルにおける債権流動化に伴う収益計上を主因に、前事業年度に比べて増加しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

#### 業務粗利益



### 海外事業／証券投資／その他

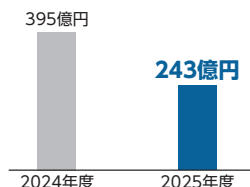
#### 主な業務内容

海外事業／証券投資／その他は、海外子会社を通じた小口ファイナンス事業や、SBIグループとの連携による投資事業を展開しています。また、国内外の債券・株式等への証券投資を行い、収益の安定化・高度化を図っています。

#### 業績

業務粗利益は、証券投資における投資残高の拡大に伴う運用収益の増加があったものの、トレジャリーにおける資金調達コストの増加や、前事業年度のNECキャピタルソリューションの公開買付けに伴う負のれん発生益に相当する持分法投資利益の計上の反動を主因に、前事業年度に比べて減少しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

#### 業務粗利益



セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2025年度(当期)				
	法 人		業 務		
	法 人 営 業	ストラクチャード ファイナンス	プリンシパル トランザクションズ	金 融 市 場	昭 和 リ ー ス
業務粗利益	40,758	33,253	22,051	5,791	18,162
資金利益 (△は損失)	28,365	17,611	4,195	228	△1,619
非資金利益 (△は損失)	12,393	15,642	17,856	5,562	19,782
経 費	12,017	14,169	5,863	2,354	14,851
与信関連費用 (△は益)	922	2,077	670	-	900
セグメント利益 (△は損失)	27,818	17,006	15,517	3,436	2,410

	個 人 業 務				海外事業／証券投資／その他			合 計
	リテール バンキング	コンシューマーファイナンス			海外事業	証券投資	そ の 他	
		新生フィナンシャル	アプラス	その他個人				
業務粗利益	39,103	64,001	76,280	10,923	18,794	15,007	△9,468	334,661
資金利益 (△は損失)	23,994	61,484	△2,378	2,445	2,758	18,836	△1,008	154,914
非資金利益 (△は損失)	15,108	2,517	78,658	8,478	16,036	△3,829	△8,460	179,746
経 費	26,224	37,678	46,686	3,289	7,957	4,918	1,970	177,982
与信関連費用 (△は益)	369	14,649	17,094	196	1,358	-	4	38,244
セグメント利益 (△は損失)	12,509	11,673	12,498	7,437	9,479	10,088	△11,443	118,434

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 【企業集団が対処すべき課題】

### 1. SBI新生銀行グループ経営の課題認識

SBI新生銀行グループは、2025年度から2027年度における外部環境変化による機会と脅威を、金融環境・社会情勢・技術革新それぞれの観点で整理し、経営の課題認識を挙げたうえで、SBI新生銀行グループの経営戦略を策定しております。

#### 1-1 前提となる外部環境認識

##### ① 金融環境

- 金利環境の正常化にともなう、バンキングビジネスにおける収益機会の拡大
- 金利上昇による、企業業績や不動産市況等への影響
- 預金調達における競争激化

##### ② 社会情勢

- 社会の価値観の多様化や顧客層の各世代、世代交代、及びNISAなどによる「貯蓄から投資へ」の加速に合わせた金融ビジネスにおける機会の拡大
- 米国の政策影響をはじめとする世界経済の先行きの不透明感
- インフレリスクの増大、人材獲得競争の激化
- 金融犯罪の巧妙化などの社会問題に対する企業責任の増大

##### ③ 技術革新

- AIをはじめとする革新的デジタル技術のさらなる発達と普及
- 情報セキュリティ、システムの安定性に対するリスク増大
- 最新の技術を維持・活用していくための投資コストの増加

#### 1-2 課題認識

##### ① SBIグループ連携

顧客基盤や知見の取り込みに一定の成果はあったものの、SBIグループの進化や新しい動きに対応した先駆性・先進性の発揮は道半ばであると認識しております。これからはSBIグループ内の融合を全方位的に進め、最先端テクノロジーの利活用や多様化していく顧客ニーズへ対応してまいります。

##### ② 成長基盤の確立

資本のフル活用やSBIグループ連携の進展により、財務基盤は大幅に拡大しましたが、収益性・効率性の向上に課題があると認識しております。今後は、金利環境の正常化を捕捉したバンキングビジネスによる成長を追求するとともに、不確実性が高まるなかでも安定した事業運営を可能とするため、業容拡大に対応した経営基盤・管理態勢の強化・拡充が求められると考えております。

##### ③ 事業を通じた環境・社会課題の解決

「公益は私益に繋がる」というSBIグループの事業構築の基本観に基づき、事業を通じて環境・社会課題の解決に取り組むことは、当行グループの経営の最重要課題の一つと捉えております。そのために、地域金融機関との連携をより強固にすることで地方創生に貢献するなど、サステナビリティ経営を推進し、企業としての社会的責任を全うしてまいります。

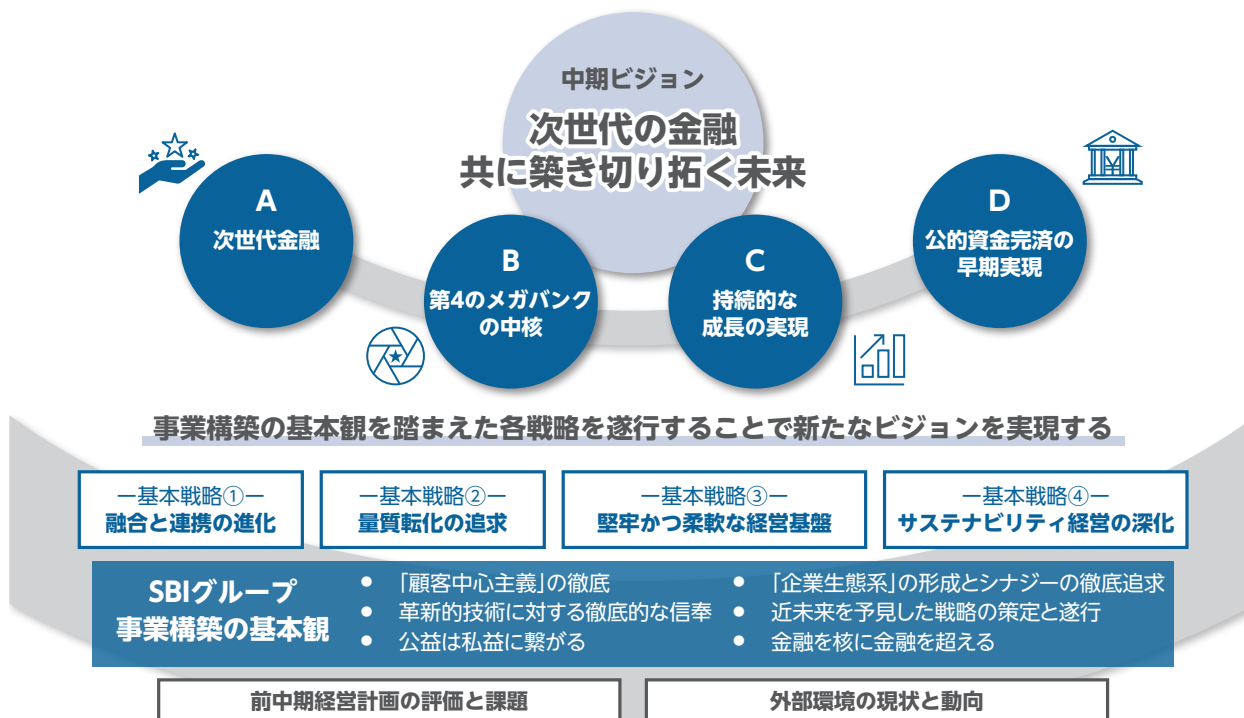
### 1-3 SBI新生銀行グループの経営戦略

SBI新生銀行グループは、2025年5月9日に、今後3年間の目指すべき方向として、2025年度から2027年度を対象期間とする中期経営計画（以下、中計）を策定しました。

この中計は、当行グループが2021年12月にSBIグループ入りしてから約3年が経過し、両グループのより一体的かつ発展的な事業運営を推進するべく、引き続きSBIグループの事業構築の普遍的な基本観に則り、外部環境の変化も踏まえて策定したものであります。

中計においては、今後3年間で目指す姿として中期ビジョン「次世代の金融、共に築き切り拓く未来」を掲げており、中計ビジョンにおける4つの「構成要素」と、その実現のための4つの「基本戦略」から成り立っております。

当行グループの中期経営計画の全体像



#### 1. 中期ビジョン「次世代の金融、共に築き切り拓く未来」

今後3年間で目指す姿である中期ビジョンは、A：「次世代金融」、B：「第4のメガバンクの中核」、C：「持続的な成長の実現」、D：「公的資金完済の早期実現」の4つの要素で構成されており、それぞれの要素を達成することで、「次世代金融で、お客さまや社会、従業員、またステークホルダーの皆さまと共に、より良い環境・社会・産業の実現を目指す」こととしております。

## 2. 中期ビジョンの構成要素A～D

### A) 次世代金融

SBIグループの事業構築の普遍的な基本観の一つである「顧客中心主義」を進めた結果として、全てのお客さまに提供される、より新しい、より高度な金融を総称したものであります。具体的には、テクノロジーを活用した「次世代を感じる」金融、サステナブルファイナンスや資産承継ビジネス等のような「次世代につなぐ」金融、個人のお客さま・法人のお客さま・地域金融機関が投融资などを通じて「次世代に向かう」ための金融等により構成されます。これらは、社会的責任を果たすことも内包し、今を生きる全てのお客さまに寄り添うことをコンセプトとしております。

### B) 第4のメガバンクの中核

第4のメガバンクとは、世界的にもユニークな「企業生態系」を有するSBIグループ、並びに地域金融機関との連携により構成される金融ネットワークであり、当行グループがその中核、すなわち広域地域プラットフォームとなり、地域社会、地方創生に貢献することを目指します。

### C) 持続的な成長の実現

財務・非財務の両面において持続的な成長を果たすものであり、収益力の拡大をはじめとした財務面だけでなく、経営基盤の強化並びに環境の持続や社会の課題解決への貢献に伴うインパクトを高次化するという非財務面のさらなる強化によって、企業価値を加速度的に向上させることを目指します。

### D) 公的資金完済の早期実現

2025年3月に合意しました公的資金確定返済スキームに沿って、公的資金の完済に向けた道を力強く歩むとともに、これまで25年以上にわたる資本面のご支援に深く感謝し、事業を通じた『社会貢献』で報いてまいります。

(注) 中期経営計画の策定後、公的資金は2025年7月31日に完済されております。

## 3. 中期ビジョンを実現するための基本戦略①～④

### ① 融合と連携の進化

当行グループが強みを有する分野において独自に取り組みを強化するだけにとどまらず、SBIグループ内の全方位的な融合、地域金融機関とのより強固な連携、インオーガニックな出資・買収の推進、外部パートナーとのオープン・アライアンスを通じ、新たな収益機会の創出・拡大を図ってまいります。

### ② 量質転化の追求

預金量や営業性資産といった「量の拡大」を図りつつ、質の高い商品・サービスを提供し、効率的な業務運営をすることによって、品質・収益性・効率性といった「質の向上」へ、より意識的につなげてまいります。

### ③ 堅牢かつ柔軟な経営基盤

人的資本運営の有機的発展、革新的技術の利活用と戦略的ITシステム投資、攻守一体のリスク管理、バランスシートマネジメントの高度化、強靱なコンプライアンス態勢により、常に自己進化し、先見性を備えた経営基盤を強固に構築してまいります。

④ サステナビリティ経営の深化

「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「当行グループの持続的な成長」との好循環を戦略的に実現していくため、気候変動への対応・地方創生・人的資本経営の取り組みを優先事項に位置づけ、企業価値向上へのつながりを強化してまいります。

4. ビジネス戦略

国内における金利環境の正常化を受けて、国内バンキングビジネスを今後3年間の成長ドライバーとしております。成長ドライバーは、法人営業及びストラクチャードファイナンス、住宅ローン、証券投資並びにリテールバンキングの4つになります。

今後3年間の成長ドライバー

金利上昇を追い風に、国内バンキングビジネスを成長ドライバーにする



法人営業/  
ストラクチャードF

- 法人営業、ストラクチャードファイナンス一体の運営
- オリジネーション&ディストリビューションの強化

残高・収益の拡大



住宅ローン

- 競争力ある金利・商品の提供
- SBIグループおよび外部のチャネルを活用

新規貸出額の拡大



証券投資

- 投資の対象および金額の拡大
- リスク管理・運営態勢の高度化

ポートフォリオの拡大



リテールバンキング

- ネットとリアルなマルチチャネルを展開
- 魅力ある商品の提供、UI/UXの向上
- SBIグループとのシームレスな連携

資金調達基盤の拡大



外部環境の追い風  
国内における金利環境の正常化



活かせる強み

- SBIグループの顧客基盤への訴求、およびデジタル金融生態系(ステーブルコイン、セキュリティトークンなど)を活用した商品提供力
- ストラクチャードファイナンス、サステナブルファイナンス、証券投資等における高度な専門性
- 地域金融機関や外部パートナーとの連携における発展性

5. 財務目標（連結）および進捗状況

税引前純利益、RORA、預金量、営業性資産（※）、連結自己資本比率の5つをKPI（重要な活動指標）としており、中期経営計画の達成に向けて順調に進捗しております。

（※）営業性資産は貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産、有形リース資産、無形リース資産、支払承諾見返、割賦売掛金等の残高の合計です

財務目標：KPI（重要な活動指標）とその進捗

		KPI	2024年度 実績	2025年度 実績	中計最終年度 (2027年度) 目標
質の向上	収益性	税引前純利益	877億円*1	1,221億円	2024年度対比 +50%前後
	効率性	RORA 税引前純利益／リスクアセット	0.96%	1.23%*3	1.15%前後
量の拡大	財務基盤	預金量 リテール預金＋法人預金	14.6兆円	17.3兆円	18兆円
		営業性資産*2 証券投資を含む	14.3兆円	18.0兆円	20兆円
健全性		連結自己資本比率 バーゼルⅢ、国内基準	9.33%	9.68%*3	8.5%以上を目標

\*1 税引前純利益の2024年度実績877億円は、大口の負ののれん益117億円を除外した数値

\*2 貸出、リース資産、割賦、保証、証券投資残高等を含んだ概念

\*3 2026/5/1時点の速報値

目標値算定の主な前提条件

2027年度において、日本銀行の政策金利が0.75%（2025年度までは0.50%）、日本の10年物長期国債流通利回りが1.50%。2027年度までの各年度において、日本の実質GDP成長率がプラスで推移。財務目標の数値には、SBI新生銀行グループの財務状況及び将来の業績に関する当行グループ経営者の判断及び現時点の予測について、将来の予測に関する記載が含まれています。こうした記載は当行グループの現時点における将来事項の予測を反映したものです。かかる将来事項はリスクや不確実性を内包し、また一定の前提に基づくものです。かかるリスクや不確実要素が現実化した場合、あるいは前提事項に誤りがあった場合、当行グループの業績等は現時点で予測しているものから大きく乖離する可能性があります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

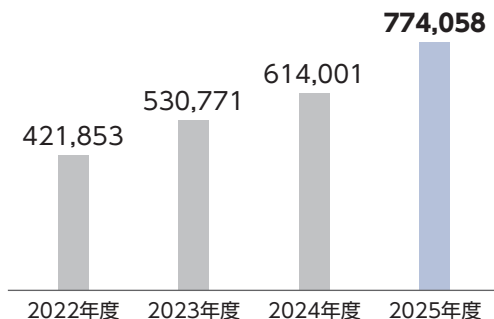
(単位：百万円)

	2022年度 (第23期)	2023年度 (第24期)	2024年度 (第25期)	2025年度 (当期)
経常収益	421,853	530,771	614,001	774,058
経常利益	52,136	61,072	77,797	123,382
親会社株主に帰属する当期純利益	42,771	57,924	84,499	113,415
包括利益	46,804	70,745	55,280	190,091
純資産額	966,506	966,724	959,249	1,233,041
総資産	13,694,831	16,048,988	20,329,862	24,741,359

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

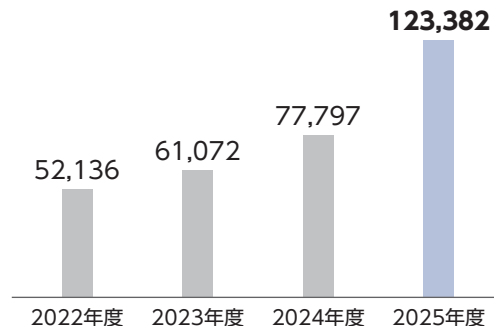
#### 経常収益

(単位：百万円)



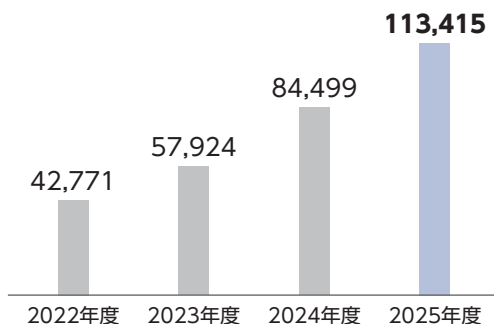
#### 経常利益

(単位：百万円)



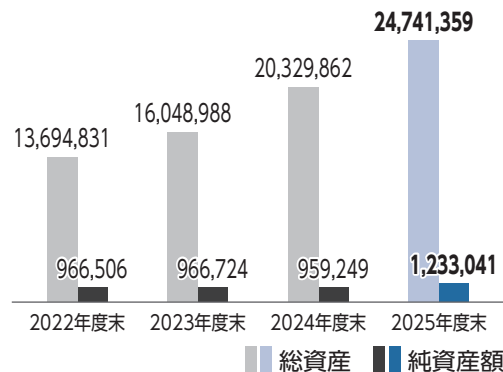
#### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



#### 総資産/純資産額

(単位：百万円)



■ 総資産 ■ 純資産額

## ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度 (第23期)	2023年度 (第24期)	2024年度 (第25期)	2025年度 (当期)
預 金	10,164,185	11,650,520	14,730,083	17,425,875
定期性預金	3,758,326	4,539,369	6,779,497	6,337,998
その他	6,405,858	7,111,150	7,950,586	11,087,877
社 債	140,000	80,000	30,000	—
貸 出 金	7,255,606	8,401,393	10,179,385	11,394,194
個人向け	1,286,911	1,391,530	1,636,673	2,377,435
中小企業向け	2,910,253	3,307,660	3,808,869	4,097,459
その他	3,058,441	3,702,202	4,733,842	4,919,299
特定取引資産 (トレーディング資産)	166,646	200,076	269,455	451,174
特定取引負債 (トレーディング負債)	144,965	167,831	224,074	393,246
有 価 証 券	1,966,021	1,940,867	3,145,210	4,322,876
国 債	662,252	447,379	861,467	603,339
その他	1,303,769	1,493,487	2,283,743	3,719,537
総 資 産	12,228,667	14,528,479	18,676,280	22,732,671
純 資 産 額	896,557	888,768	865,771	1,065,297
内 国 為 替 取 扱 高	33,880,328	44,489,824	69,668,045	81,924,757
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 8,145	百万ドル 10,696	百万ドル 14,881	百万ドル 12,165
経 常 利 益	54,361	58,261	60,863	68,637
当 期 純 利 益	48,991	62,863	50,139	55,091
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 816,523,594 33	円 銭 1,075,351,255 48	円 銭 66 87	円 銭 66 87

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。

3. 2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。また、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を実施いたしました。2022年度(第23期)の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

2025年3月21日付で普通株式12株を優先株式12株に種類変更したうえで、2025年7月27日付で普通株式及び優先株式それぞれ1株につき14,000,000株の割合で株式分割を行い、その後、2025年8月25日付で当該優先株式の全てを普通株式に種類変更いたしました。2024年度(第25期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、優先株式については普通株式の期中平均株式数に含めて、1株当たり当期純利益を算出しております。

### (3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末											合 計	
	法 人 業 務					個 人 業 務				海 外 事 業 / 証 券 投 資 / そ の 他			
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	金融市場	昭 和 リ ー ス	リテールバンキング	新生フィナンシャル	アプラス	その他個人	海外事業	証券投資		そ の 他
従業員数	人 387	人 274	人 208	人 29	人 564	人 770	人 986	人 1,298	人 97	人 278	人 25	人 912	人 5,828

(注) 従業員数には、海外の現地採用者を含んでおります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 当行

##### ① 当行の営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北海道・東北地区	1 (－)
関東地区 (うち東京都内)	16 (1) (11 (1))
中部地区	2 (1)
近畿地区	6 (1)
中国・四国・九州地区	1 (－)
国内計	26 (3)
海外	－ (－)
合計	26 (3)

(注) 当年度末において、SBI新生銀行カードローン エル事業無人店舗253店を有しております。  
また上記には、当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業務を営む営業所又は事務所は含めておりません。

##### ② 当行の当年度新設営業所 該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-2	銀行業
SBIマネープラザ株式会社	東京都中央区銀座5-4-3	金融商品仲介業
株式会社 SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	証券業
ANAファシリティーズ株式会社	東京都中央区日本橋2-14-1 フロントプレイス日本橋	不動産業
SBIアルヒ株式会社	東京都千代田区平河町1-4-3	住宅ローンの貸出・取次業

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社 (現SBI新生信託銀行株式会社)	本店	東京都港区六本木1-6-1
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	本店	東京都港区六本木1-6-1
昭和リース株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

② 個人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
株式会社 アプラス	東京本部	東京都中央区日本橋室町2-4-3
SBI新生アセットファイナンス株式会社	本店	東京都千代田区丸の内1-8-1

③ 海外事業／証券投資／その他

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
UDC Finance Limited	本店	Level 11, 50 Albert Street, Auckland, 1010, New Zealand

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)2		7,782
子会社	法人業務	979
	個人業務	10,105
	海外事業 / 証券投資 / その他	583
	合計	19,451

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

当行は、SBIホールディングス株式会社の子会社であるSBI地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「次世代バンキングシステム」を、基幹システムとして採用することを決定し、2029年度下期から2030年度上期の稼働開始を目指し、同システムの導入プロジェクトを進めております。

上記に加えて、当行の連結子会社は業務上必要な基幹システム開発を順次推進しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (単位：百万円)	親会社が有する 当行の議決権比率 (%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区	金融業務	238,019	71.23

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は親会社であるSBIホールディングス株式会社との間で親法人のグループガバナンス確保の一環として経営に関する管理契約を締結しています。同契約では、決算関連や適時開示事項、その他、当行がSBIグループの財務の健全性、業務の適切性に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた重要事項について、法令、諸規則、監督指針等に抵触しない範囲で報告するものと定めていますが、事前承認の定めはなく、当行経営の独立性に影響を与えるものではありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (単位：百万円 ※別途記載のものを 除く)	当行が有する子会 社等の議決権比率 (%)
株式会社アプラス	大阪府大阪市	信販業務	100	100.00
昭和リース株式会社	東京都中央区	リース業務	29,360	100.00
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	100	98.99
新生信託銀行株式会社 (現SBI新生信託銀行株式会社)	東京都港区	信託業務	5,000	51.00
新生インベストメント& ファイナンス株式会社	東京都港区	金融商品取引業務	100	100.00
SBI新生アセット ファイナンス株式会社	東京都千代田区	個人向け投資用マン ション融資、 法人向け不動産融資	500	100.00
UDC Finance Limited	Auckland, New Zealand	金融業務	52,352千 ニュージーランドドル	100.00

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は52社、持分法適用会社は43社であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関および企業と提携し、各サービスを行っております。
  - ・現金自動引出しのサービス  
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、株式会社ビューカード (VIEW ALTTE)
  - ・現金入出金のサービス  
株式会社ゆうちょ銀行、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネット、株式会社ステーションネットワーク関西および株式会社池田泉州銀行 (Patsat)
2. 当行は、株式会社SBI証券と金融商品仲介業務および銀行代理業務委託契約を締結しております。また、当行は株式会社SBI証券および株式会社FOLIOと提携し、株式会社FOLIOが提供する投資一任プラットフォーム「4RAP」を活用し、対面チャネル向けに提供する「SBIラップ×SBI新生銀行」およびオンライン限定で提供する「SBIラップ」の媒介を行っております。加えて、当行は、SBIマネープラザ株式会社と提携し、株式会社SBI証券から金融商品仲介業務の委託を受けて国内外の株式・債券や投資信託など様々な金融商品と資産運用コンサルティングを提供する共同店舗の運営を行うとともに、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
3. 当行は、マネックス証券株式会社と金融商品仲介業務における包括的事業提携契約を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

### イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

### ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

### ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

当行は、2026年3月31日付で当行が所有する新生信託銀行株式会社（現SBI新生信託銀行株式会社）の株式49,000株（議決権所有割合49%）を、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社に譲渡しました。本取引は、新生信託銀行株式会社をSBIグループのデジタル金融領域の中核に位置付けると共に、ステーブルコインの発行体・様々なトークンのカストディアンとして、より有効に機能させることを目的としております。

### ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当行は、2023年5月12日付で、預金保険機構、株式会社整理回収機構及びSBIホールディングス株式会社との間で締結した「公的資金の取扱いに関する契約書」において、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が当行より回収すべき公的資金の残額（以下「要回収額」）が合計で3,493億円であることを確認するとともに、2025年3月7日付で、預金保険機構が保有する普通株式の全てをA種優先株式に、株式会社整理回収機構が保有する普通株式の全てをB種優先株式に変更し、その返済を優先株式に対するその他資本剰余金からの配当によって行うこと等を確約する「確定返済スキームに関する合意書」を締結いたしました。本合意書に基づき、当行は、B種優先株式に対する特別配当により、2025年3月28日に、1,000億円を返済しました。さらに、2025年7月31日付で、当行の親会社であるSBIホールディングス株式会社は、当行が発行するA種優先株式の全てを預金保険機構から、同B種優先株式の全てを株式会社整理回収機構からそれぞれ取得いたしました。これにより、公的資金の返済は完了しました。

その後当行は、2025年8月25日付で当該優先株式の全てを普通株式に種類変更を行い、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2025年12月17日に同取引所プライム市場に株式上場いたしました。

（注）「確定返済スキームに関する合意書」の詳細につきましては、預金保険機構ホームページをご参照ください。  
[https://www.dic.go.jp/katsudo/content/kauteihensai\\_sukimunikansuru\\_gouisyo\\_202503.pdf](https://www.dic.go.jp/katsudo/content/kauteihensai_sukimunikansuru_gouisyo_202503.pdf)

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
五味 廣文	取締役会長	アイダエンジニアリング株式会社 社外取締役 アステリア株式会社 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役 株式会社ZUU 社外取締役 青山学院大学 特別招聘教授	
川島 克哉	代表取締役社長	—	
畑尾 勝巳	取締役 専務執行役員 社長補佐、管掌 グループ人事、 グループリスク、 グループ海外事業担当	—	
寺澤 英輔	取締役 専務執行役員、 グループ最高財務責任者、 グループ経営企画担当、 金融円滑化担当	—	
早崎 保浩	取締役(社外)	株式会社リコー リコー経済社会研究所 所長	
寺田 昌弘	取締役(社外)	三浦法律事務所 パートナー弁護士 地主株式会社 社外取締役 (監査等委員) ビットバンク株式会社 社外取締役	
瀧口 友里奈	取締役(社外)	株式会社グローブエイト 代表取締役 株式会社テラスカイ 社外取締役 エイベックス株式会社 社外取締役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
谷崎勝教	取締役(社外)	株式会社日本総合研究所 特別顧問 SMBC日興証券株式会社 取締役 株式会社日本貿易保険 社外取締役 学校法人大妻学院 理事 公益財団法人東京財団 理事	
林真琴	取締役(社外)	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 イオン株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外監査役 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役	
笠原二郎	常勤監査役	—	
赤松育子	監査役(社外)	公認会計士、公認不正検査士 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 日本化薬株式会社 社外取締役 ブラザー工業株式会社 社外監査役	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
中川深雪	監査役(社外)	香水法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院 教授 日東工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 日産化学株式会社 社外取締役 アスクール株式会社 社外取締役 (監査等委員)	—

- (注) 1. 社外取締役 早崎保浩、寺田昌弘、瀧口友里奈、谷崎勝教、林真琴の各氏及び社外監査役 赤松育子、中川深雪の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を採用しており、2026年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員的人数は40名となります。
3. 社外取締役早崎保浩氏は、2026年4月6日付で当行取締役を退任しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### 当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等		
取締役	9名 (内 退任済み 1名)	201百万円	-百万円	-百万円	201百万円	
監査役	3名 (内 退任済み 1名)	45百万円	-百万円	-百万円	45百万円	
計	12名 (内 退任済み 2名)	247百万円	-百万円	-百万円	247百万円	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が4名おります。
3. 2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、取締役（当時9名）の報酬等の限度額は、年額230百万円（内 社外取締役（当時5名）60百万円）、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役（当時3名）の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、常勤取締役（当時2名）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役（当時4名）を対象とする株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額75百万円以内と決議いただいておりますが、2023年9月21日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションを廃止いたしました。
5. 2018年6月20日開催の第18期定時株主総会の決議により、常勤取締役（当時2名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。2022年6月22日開催の第22期定時株主総会において、常勤取締役（当時4名）を対象としたその報酬の金額については、3. 記載の取締役の報酬等の限度額である年額230百万円の範囲内において、年額25百万円以内と決議いただいておりますが、2023年9月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を廃止いたしました。
6. 2020年6月17日開催の第20期定時株主総会の決議により、社外取締役（当時5名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、3. 記載の社外取締役の報酬等の限度額である年額60百万円の範囲内において、年額15百万円以内としております。また、会社法改正に伴い、2021年6月23日開催の第21期定時株主総会において、社外取締役（当時5名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の継続を決議いただいておりますが、2023年9月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を廃止いたしました。
7. 2025年10月31日付の臨時株主総会において、常勤取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役4名に対して、役員退職慰労金制度廃止前の在任期間に対応する役員退職慰労金計144百万円を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。なお、この金額は上記報酬等に含んでおりません。
8. 当行の取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において以下の通り個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、個別の報酬額を決定しています。
- 基本報酬については、指名・報酬委員会において、同業他社水準を参考に、適正な水準について審議を行ったうえで、常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬としています。
- 常勤取締役（社外取締役を除く取締役を指す。）については、基本報酬を総報酬の75～80%、退職一時金（役員退職慰労金）を総報酬の20～25%とすることを目安とし、社外取締役については、基本報酬を総報酬の100%とすることを目安としたうえで、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定することとしています。なお、退職慰労金の支給にあたっては、当行の業績・状況等を勘案の上、株主総会の決議を受けることが前提となります。
- なお、報酬等の額の決定の委任は行っておりません。また、過度に短期的なリスクテイクへのインセンティブを抑制するために、取締役に対し役員賞与の支給はしていません。
- 取締役の個人別の報酬については、上記の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を踏まえて、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会において決定しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであると判断しております。
9. 上記に加え、当行は、2026年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、常勤取締役について、基本報酬と役員賞与から構成される体系とするとともに、取締役、監査役の報酬水準について見直しを行うこととし、2026年6月22日開催の第26回定時株主総会において、取締役、監査役の報酬等の限度額の引き上げについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。7.に記載したとおり、役員退職慰労金制度も廃止していることから、常勤取締役の個人別の報酬の決定に関する方針についても、改定する予定です。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
早崎保浩 寺田昌弘 瀧口友里 谷崎勝奈 林崎眞教 赤松育琴 中川深子 雪	社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行および当行のすべての子会社のすべての取締役および監査役	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、左記の範囲の者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。</li> <li>・当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。保険料は当行が全額負担しており、被保険者は保険料を負担していません。</li> <li>・当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、支払保険金額については適切な水準の支払い限度額を設定しております。</li> </ul>

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
早崎保浩	株式会社リコー	リコー経済社会研究所所長	株式会社リコーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
寺田昌弘	三浦法律事務所	パートナー弁護士	三浦法律事務所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	地主株式会社	社外取締役 (監査等委員)	地主株式会社と当行には融資取引がありません。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
	ビットバンク株式会社	社外取締役	ビットバンク株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
瀧口友里奈	株式会社グローブエイト	代表取締役 (業務執行者)	株式会社グローブエイトと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社テラスカイ	社外取締役	株式会社テラスカイと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	エイベックス株式会社	社外取締役	エイベックス株式会社と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
谷崎勝教	株式会社日本総合研究所	特別顧問	株式会社日本総合研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	SMBC日興証券株式会社	取締役	SMBC日興証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社日本貿易保険	社外取締役	株式会社日本貿易保険と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	学校法人大妻学院	理事	学校法人大妻学院と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	公益財団法人東京財団	理事	公益財団法人東京財団と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
林 眞 琴	森・濱田松本法律事務所	客員弁護士	森・濱田松本法律事務所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	イオン株式会社	社外取締役	イオン株式会社と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
	三井物産株式会社	社外監査役	三井物産株式会社と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
	東海旅客鉄道株式会社	社外監査役	東海旅客鉄道株式会社と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
	株式会社ONODERA Food Service Holdings	社外監査役	株式会社ONODERA Food Service Holdingsと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
赤 松 育 子	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	社外取締役 (監査等委員)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	東洋製罐グループホールディングス株式会社	社外監査役	東洋製罐グループホールディングス株式会社と当行には融資取引があります。資本関係その他の記載すべき関係はありません。
	日本化薬株式会社	社外取締役	日本化薬株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ブラザー工業株式会社	社外監査役	ブラザー工業株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
中 川 深 雪	香水法律事務所	弁護士	香水法律事務所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	中央大学法科大学院	教授	中央大学法科大学院と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	日東工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	日東工業株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	日産化学株式会社	社外取締役	日産化学株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	アスクル株式会社	社外取締役 (監査等委員)	アスクル株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況および当該社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
早 崎 保 浩	4年 2ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全てに出席	金融に関する豊富な知識と経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、特に金融行政・規制、リスク管理等を含めてこれまでの経験や金融に関する豊富な知見から、様々な議案に対し、的確な質問や助言を行っております。
寺 田 昌 弘	4年 2ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全てに出席	弁護士としての専門的な知識・経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、様々な議案に対し、弁護士および金融機関での経験や知識に基づく適切な確認や質問を行っております。
瀧 口 友里奈	3年 9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全てに出席	マスメディアにおける豊富な経験に基づき議案、審議について必要な発言・助言を適宜行っております。 また、特に当行のサステナビリティ活動や広報活動等を中心に的確な質問や助言を行っております。
谷 崎 勝 教	2年 9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全てに出席	金融に関する豊富な知識と経験に基づき議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 また、特にデジタル戦略やリスク管理を含めて長きに亘る金融機関での経験と豊富な知見、また企業経営者の立場からも様々な議案に対し、的確な質問や助言を行っております。
林 眞 琴	1年 9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全てに出席	弁護士としての専門的な知識・経験、また他社社外役員としての経験から議案・審議につき発言、助言を行っております。 また、特にガバナンス及びリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い知見から、様々な議案に対し、的確な質問や助言を行っております。
赤 松 育 子	6年 9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全て、監査役会13回中12回出席	必要に応じ、主に公認会計士および公認不正検査士としての専門的見地、また、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
中 川 深 雪	3年 9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回中全て、監査役会13回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、また、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	銀行からの報酬等の種類別の額			計	銀行の親会社等からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
7名 (内 退任済み 一名)	84百万円	－百万円	－百万円	84百万円	－

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	3,360,000,000株
	発行済株式の総数	895,500,000株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式 (8,500,000株) を含みます。

(2) 当年度末株主数	243,669名
-------------	----------

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SBIホールディングス株式会社	631,700,000株	71.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	23,373,400株	2.63%
QATAR HOLDING LLC	17,000,000株	1.91%
日本証券金融株式会社	5,373,500株	0.60%
JPMORGAN証券株式会社	3,917,912株	0.44%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,786,600株	0.42%
JPMORGAN CHASE BANK 385167	3,675,215株	0.41%
MSIP CLIENT SECURITIES	3,564,145株	0.40%
農林中央金庫	3,448,200株	0.38%
野村證券株式会社	3,405,083株	0.38%

(注) 持株比率は、自己株式 (8,500,000株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当行は2025年12月に東京証券取引所プライム市場へ上場いたしました。上場維持基準のうち、流通株式比率については同市場における上場維持基準に適合していません。当行は、流通株式比率に関して、2031年3月末を目標に上場維持基準を充たすため各種取組を進めてまいります。

本件の詳細につきましては、以下のリリースも併せてご参照ください。

(注) 当行リリース「上場維持基準 (流通株式比率) への適合に向けた計画について (大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る特例適用)」 [https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/news/news/auto\\_20251216520701/pdfFile.pdf](https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/news/news/auto_20251216520701/pdfFile.pdf)

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

「5. 当行の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://corp.sbishinseibank.co.jp/>) に掲載しております。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他	
有限責任監査法人トーマツ	監 査 証 明 業 務	512	監査証明業務以外の業務には、再上場に関連するグローバル・オフリング業務及び国内コンフォート業務、サステナビリティ開示に係る助言業務等が含まれます。
	監査証明業務以外の業務	87	
	報 酬 等 計	600	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 業務執行社員は松本繁彦氏、小野大樹氏、野坂京子氏の3名です。  
 3. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。  
 4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務執行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。  
 5. 当該事業年度に係る報酬等の額には前事業年度の追加報酬額26百万円が含まれております。  
 6. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。なお、同金額には、当行及び当行子会社における前事業年度の追加報酬額34百万円が含まれております。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 ( 百 万 円 )		
報 酬 等 計	監 査 証 明 業 務	904
	監査証明業務以外の業務	87
	報 酬 等 計	992

## (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

## (3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約  
該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

## (4) 会計監査人に関するその他の事項

【会計監査人の解任又は不再任の決定の方針】

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要  
「1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://corp.sbishinseibank.co.jp/>) に掲載しております。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- 
- |   |   |
|---|---|
| <b>(1) 組織の枠組み</b>                                       | 二線機能を担当する組織として、グループ本社内にリスク管理機能やコンプライアンス機能等を担う専門部署を設置しております。また、三線機能を担当する組織としてグループ監査部を設置しております。   |
| <b>(2) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況</b> | 代表取締役を含む全役職員は、SBI新生銀行としての行動指針を示した「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」に係る研修（E-ラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。<br>コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。<br>内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、グループ法務・コンプライアンス統括部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されております。 |
| <b>(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況</b>             | 「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーのもと、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。さらに、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図るとともに、サイバー攻撃を受けた際の被害を業務アプリケーションや顧客データ等に及ぼさないようにする対応や訓練も進めております。  |
| <b>(4) 損失の危険の管理に対する取組みの状況</b>                           | 「グループリスクガバナンスポリシー」において、損失の危険の管理（リスク管理）をリスクガバナンスの中核的な要素として定めております。<br>また、「グループリスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、各リスクおよび審査の担当部署ならびにグループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。また、グループ業務継続体制管理委員会を通じて、重要業務の安定的な継続、ならびにお客さまや社会を意識した業務運営を行っております。  |
-

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況**

代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員が、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、さらにグループ経営会議および経営会議により、必要な意思決定を行っております。

当該体制のもとで、グループベースでの中期経営計画を具体化するために、年度計画・予算および重要な活動指標（KPI）を定めて、年4回のPDCAセッションにて、計画実現に向けたプロセスや進捗状況を経営陣がレビューしています。また、新規事業および戦略的資本提携案件の進捗状況についても、案件毎に半期に一度のモニタリングセッションにて、経営陣がレビューしております。

また、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合したグループ本社のもとで、各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上を進めております。

さらに、ビジネス機能については、執行役員の中から各部の担当役員を選任し、立案するグループ全体の事業戦略と経営資源配分のもとで、各部の担当役員とその上位者である総括担当役員が顧客との取引を推進することとしております。

**(6) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況**

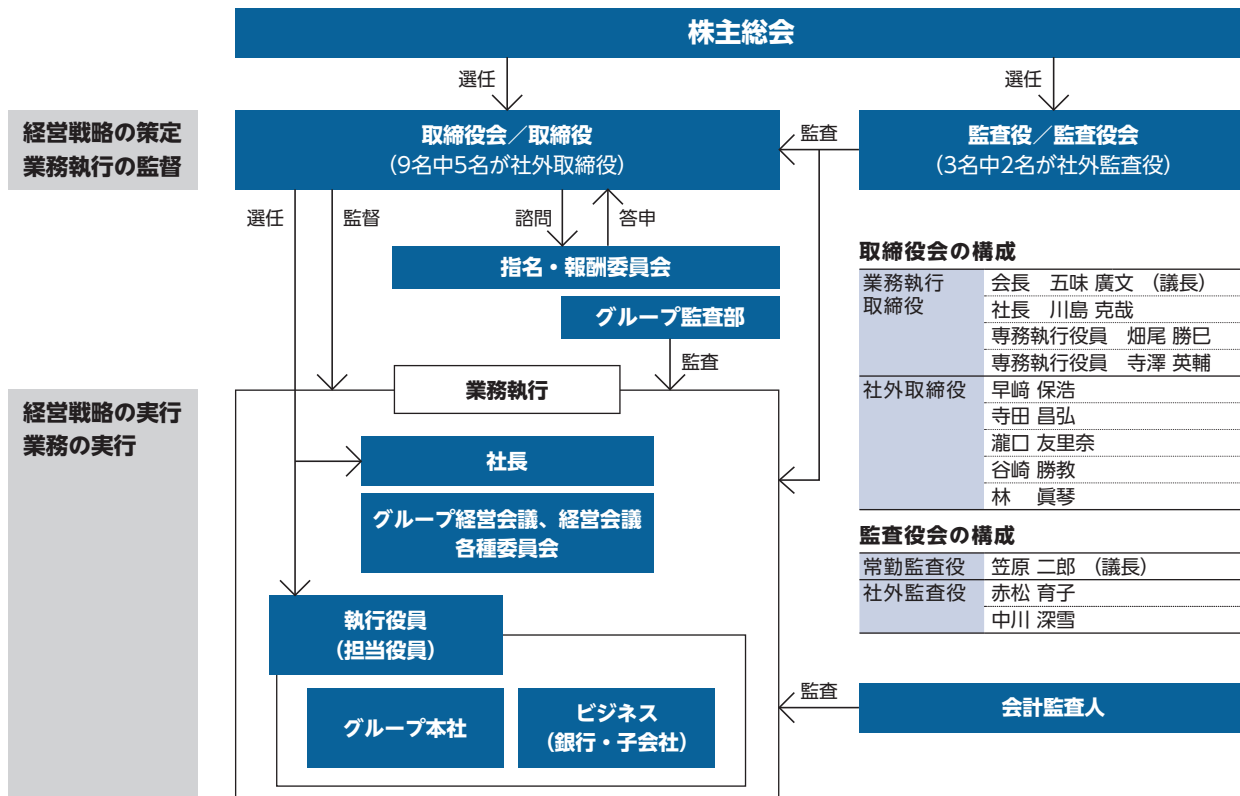
「子会社・関連会社ポリシー」において、当行グループ全体の経営方針およびビジネスプラン、ならびにリスク管理およびコンプライアンス体制と整合性をもった業務運営を確保するため、専門セクション、ビジネス所管部署およびガバナンス管理部署の役割を定めています。具体的には、主にグループ本社の専門セクションは、グループ横断的な内部管理体制構築を実現するために、各責任領域における子会社管理に係る規程の整備、子会社・関連会社の体制整備および運用状況の定期的な確認、指導および改善状況のモニタリングを行い、ビジネス所管部署は、各社の管轄業法上の遵法性を確認の上、適切なビジネス推進およびビジネス運営を支援し、ガバナンス管理部署は、各社の自主性の発揮を支援するとともに、専門セクションと協調しグループの戦略および方向性の整合性を確保することとしております。また、グループ経営企画部は、主要な子会社については自らガバナンス管理部署としての機能を果たすほか、子会社・関連会社管理全体を統括しております。さらに、各社の事業活動や内部管理に関する事項について定期的にグループ経営会議に報告されるとともに各社の経営に関する重要事項についてグループ経営会議や専門セクションが主催する重要委員会に付議、報告されております。

このような体制で、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行っております。

- 
- (7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する取組みおよび当該従業員の取締役からの独立性に関する取組みの状況**
- 当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しております。
- 
- (8) **取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況**
- 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備および運用状況について意見交換を行っております。
- また、常勤監査役は、グループコンプライアンス委員会やグループリスクポリシー委員会を始めとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- 
- (9) **反社会的勢力排除、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止に対する取組みの状況**
- 反社会的勢力排除については「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、グループ総務部や外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込み、反社会的勢力を排除しています。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止については「SBI新生銀行グループ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が制定した管理方針の下で、グループ横断的な管理態勢を整備しており、さらにグループコンプライアンス委員会の下部組織であるAML/CFTコミッティを通じて、当行グループにおけるマネロン等リスクおよび制裁違反リスク管理態勢整備を確実に推進することとしております。
-

【ご参考情報】

■コーポレート・ガバナンス体制図（2026年3月31日現在）



## 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

当行の親会社は、SBIホールディングス株式会社であり、同社は2026年3月31日現在で当行の株式を631,700,000株（議決権比率 71.23%）保有しております。

当行は、SBIホールディングス株式会社傘下のグループとの間で融資等の取引があります。当該取引については、利益相反性・公正性等を検証・モニタリングする体制を構築しており、グループ法務・コンプライアンス担当役員などにより構成され、常勤監査役の参加を必須とする特定取引審査会が親法人等との取引で利益相反が発生する若しくは利益相反のおそれのあるものについて、内容を審議又は取引の可否を決定しております。また、少数株主保護の観点から一定の条件に該当する取引については、特定取引審査会での承認の後、社外取締役が過半数を占める取締役会へ付議し、取引の可否を決定することとしております。なお、2026年4月6日付で社外取締役1名が退任したため、現在は社外取締役と社内取締役が同数となっておりますが、本年6月の定時株主総会において社外取締役を過半数とする取締役選任議案が上程される予定です。

## 11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12 その他

当行は、企業価値の向上と株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当行は、財務健全性の維持を前提に、成長投資のための内部留保の確保と安定的な配当実施とのバランスを踏まえた資本配分を基本方針とし、利益成長を通じた1株当たり配当金の増加を目指します。

なお当行は、「剰余金配当の基準日は、毎年3月31日及び毎年9月30日とするほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めておりますが、具体的な配当回数に関する方針は定めていません。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第26期 2026年3月31日現在	科目	第26期 2026年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	4,787,504	預金	13,021,673
コールローン及び買入手形	55,000	譲渡性預金	4,336,810
債券貸借取引支払保証金	570,538	コールマネー及び売渡手形	443,586
買入金銭債権	289,642	売現先勘定	879,286
特定取引資産	451,260	債券貸借取引受入担保金	383,899
金銭の信託	506,395	特定取引負債	395,202
有価証券	4,005,503	借入金	2,178,067
貸出金	10,945,640	外国為替	2,393
外国為替	54,021	短期社債	105,500
割賦売掛金	1,384,050	社債	243,673
リース債権及びリース投資資産	324,817	その他負債	659,093
その他資産	516,000	賞与引当金	12,468
<b>有形固定資産</b>	<b>59,321</b>	役員賞与引当金	18
建物	9,159	退職給付に係る負債	7,123
土地	1,508	役員退職慰労引当金	131
有形リース資産	40,123	睡眠預金払戻損失引当金	570
建設仮勘定	381	睡眠債券払戻損失引当金	2,778
その他の有形固定資産	8,148	利息返還損失引当金	15,224
<b>無形固定資産</b>	<b>56,626</b>	繰延税金負債	18,025
ソフトウェア	48,143	支払承諾	802,790
のれん	4,836	<b>負債の部合計</b>	<b>23,508,317</b>
無形リース資産	184	<b>(純資産の部)</b>	
無形資産	2,931	資本金	178,507
その他の無形固定資産	531	資本剰余金	413,845
退職給付に係る資産	51,719	利益剰余金	589,875
繰延税金資産	29,625	自己株式	△6,327
支払承諾見返	802,790	株主資本合計	1,175,900
貸倒引当金	△149,098	その他有価証券評価差額金	△15,170
<b>資産の部合計</b>	<b>24,741,359</b>	繰延ヘッジ損益	41,116
		為替換算調整勘定	3,518
		退職給付に係る調整累計額	19,756
		その他の包括利益累計額合計	49,221
		新株予約権	8
		非支配株主持分	7,911
		<b>純資産の部合計</b>	<b>1,233,041</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>24,741,359</b>

# 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>774,058</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>366,289</b>	
貸出金利息	242,281	
有価証券利息配当金	90,889	
コールローン利息及び買入手形利息	881	
債券貸借取引受入利息	1,172	
預け金利息	25,010	
その他の受入利息	6,053	
<b>役務取引等収益</b>	<b>92,329</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>18,381</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>235,833</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>61,224</b>	
償却債権取立益	8,065	
その他の経常収益	53,158	
<b>経常費用</b>		<b>650,675</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>211,374</b>	
預金利息	101,026	
譲渡性預金利息	26,514	
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,689	
売現先利息	18,847	
債券貸借取引支払利息	8,371	
借入金利息	8,528	
短期社債利息	920	
社債利息	10,107	
その他の支払利息	33,369	
<b>役務取引等費用</b>	<b>37,114</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>172,393</b>	
<b>営業経費</b>	<b>177,677</b>	
のれん償却額	1,016	
無形資産償却額	403	
その他の営業経費	176,257	
<b>その他経常費用</b>	<b>52,115</b>	
貸倒引当金繰入額	44,053	
その他の経常費用	8,061	
<b>経常利益</b>		<b>123,382</b>
<b>特別利益</b>		<b>635</b>
固定資産処分益	1	
負ののれん発生益	322	
その他の特別利益	312	
<b>特別損失</b>		<b>1,899</b>
固定資産処分損	117	
減損損失	1,705	
その他の特別損失	77	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>122,118</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>23,495</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△14,351</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>9,144</b>
<b>当期純利益</b>		<b>112,974</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純損失(△)</b>		<b>△440</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>113,415</b>

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	140,000	353,962	520,584	△31,267	983,280
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	38,507	38,507			77,014
剰 余 金 の 配 当			△43,721		△43,721
親会社株主に帰属 する当期純利益			113,415		113,415
自己株式の処分		21,546		24,939	46,486
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△171			△171
連結子会社減少による減少高			△402		△402
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	38,507	59,882	69,291	24,939	192,620
当 期 末 残 高	178,507	413,845	589,875	△6,327	1,175,900

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△41,742	344	1,422	12,097	△27,878	-	3,848	959,249
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行								77,014
剰 余 金 の 配 当								△43,721
親会社株主に帰属 する当期純利益								113,415
自己株式の処分								46,486
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△171
連結子会社減少による減少高								△402
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	26,572	40,772	2,095	7,658	77,099	8	4,063	81,171
当期変動額合計	26,572	40,772	2,095	7,658	77,099	8	4,063	273,792
当 期 末 残 高	△15,170	41,116	3,518	19,756	49,221	8	7,911	1,233,041

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第26期 2026年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	4,686,621
現金	3,597
預け金	4,683,023
コールローン	55,000
債券貸借取引支払保証金	570,538
買入金銭債権	250,363
特定取引資産	451,174
特定取引有価証券派生商品	95
特定金融派生商品	451,079
金銭の信託	437,293
有価証券	4,322,876
国債	603,339
地方債	2,186
社債	159,195
株式	355,299
その他の証券	3,202,855
貸出金	11,394,194
手形貸付	14,816
証書貸付	10,066,654
当座貸越	1,312,724
外国為替	54,021
外国他店預け	54,021
その他資産	388,334
前払費用	8,909
未収収益	42,239
先物取引差入証拠金	1,842
金融派生商品	145,297
金融商品等差入担保金	125,536
未収金	19,621
その他の資産	44,887
有形固定資産	9,236
建物	5,505
建設仮勘定	74
その他の有形固定資産	3,656
無形固定資産	20,010
ソフトウェア	19,626
リース資産	378
その他の無形固定資産	6
前払年金費用	16,320
支払承諾見返	118,798
貸倒引当金	△42,112
<b>資産の部合計</b>	<b>22,732,671</b>

科目	第26期 2026年3月31日現在
<b>(負債の部)</b>	
預金	13,089,065
当座預金	217,889
普通預金	5,678,936
通知預金	3,530
定期預金	6,337,998
その他の預金	850,710
譲渡性預金	4,336,810
コールマネー	443,586
売現先勘定	879,286
債券貸借取引受入担保金	383,899
特定取引負債	393,246
特定金融派生商品	393,246
借入金	1,650,746
借入金	1,650,746
外国為替	2,393
未払外国為替	2,393
その他負債	351,879
未払法人税等	3,477
未払費用	45,859
前受収益	9,706
先物取引差金勘定	100
金融派生商品	185,689
金融商品等受入担保金	58,415
資産除去債務	6,547
その他の負債	42,083
賞与引当金	6,526
退職給付引当金	73
睡眠預金払戻損失引当金	570
睡眠債券払戻損失引当金	2,778
繰延税金負債	7,713
支払承諾	118,798
<b>負債の部合計</b>	<b>21,667,374</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	178,507
資本剰余金	420,523
資本準備金	137,973
その他資本剰余金	282,549
利益剰余金	458,314
利益準備金	26,871
その他利益剰余金	431,443
繰越利益剰余金	431,443
自己株式	△6,327
株主資本合計	1,051,017
その他有価証券評価差額金	△16,960
繰延ヘッジ損益	31,232
評価・換算差額等合計	14,272
新株予約権	8
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,065,297</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>22,732,671</b>

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>418,369</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>318,801</b>
貸出金利息	186,041
有価証券利息配当金	101,277
コールローン利息	881
債券貸借取引受入利息	1,172
預け金利息	24,645
その他の受入利息	4,782
<b>役務取引等収益</b>	<b>46,093</b>
受入為替手数料	793
その他の役務収益	45,299
<b>特定取引収益</b>	<b>19,197</b>
特定取引有価証券収益	591
特定金融派生商品収益	18,605
<b>その他業務収益</b>	<b>3,724</b>
国債等債券売却益	2,530
金融派生商品収益	1,099
その他の業務収益	94
<b>その他経常収益</b>	<b>30,553</b>
償却債権取立益	213
株式等売却益	22,785
金銭の信託運用益	6,708
その他の経常収益	845
<b>経常費用</b>	<b>349,731</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>194,068</b>
預金利息	101,157
譲渡性預金利息	26,514
コールマネー利息	3,689
売現先利息	18,847
債券貸借取引支払利息	8,371
借入金利息	3,686
社債利息	29
金利スワップ支払利息	30,176
その他の支払利息	1,595

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>役務取引等費用</b>	<b>26,737</b>
支払為替手数料	948
その他の役務費用	25,789
<b>その他業務費用</b>	<b>42,451</b>
外国為替売買損	25,093
国債等債券売却損	15,067
社債発行費償却	5
その他の業務費用	2,284
<b>営業経費</b>	<b>81,057</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>5,417</b>
貸倒引当金繰入額	4,530
貸出金償却	0
株式等売却損	0
株式等償却	382
その他の経常費用	503
<b>経常利益</b>	<b>68,637</b>
<b>特別利益</b>	<b>2,095</b>
固定資産処分益	0
その他の特別利益	2,095
<b>特別損失</b>	<b>2,413</b>
固定資産処分損	87
減損損失	1,269
その他の特別損失	1,056
<b>税引前当期純利益</b>	<b>68,319</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>11,096</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>2,131</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>13,228</b>
<b>当期純利益</b>	<b>55,091</b>

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	140,000	99,465	261,003	360,469	18,127	428,817	446,944	△31,267	916,146	
当期変動額										
新株の発行	38,507	38,507		38,507					77,014	
剰余金の配当					8,744	△52,465	△43,721		△43,721	
当期純利益						55,091	55,091		55,091	
自己株式の処分			21,546	21,546				24,939	46,486	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	38,507	38,507	21,546	60,054	8,744	2,625	11,369	24,939	134,870	
当期末残高	178,507	137,973	282,549	420,523	26,871	431,443	458,314	△6,327	1,051,017	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計		
当期首残高	△42,870	△7,504	△50,375	—	865,771
当期変動額					
新株の発行					77,014
剰余金の配当					△43,721
当期純利益					55,091
自己株式の処分					46,486
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25,910	38,736	64,647	8	64,655
当期変動額合計	25,910	38,736	64,647	8	199,526
当期末残高	△16,960	31,232	14,272	8	1,065,297

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 SBI 新生 銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 大樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂 京子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SBI新生銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SBI新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 SBI 新生 銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 大樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂 京子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SBI新生銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び従業員等並びに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、企業集団の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 SBI新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役	笠	原	二	郎	Ⓔ
社外監査役	赤	松	育	子	Ⓔ
社外監査役	中	川	深	雪	Ⓔ

以 上

# 1階マップ

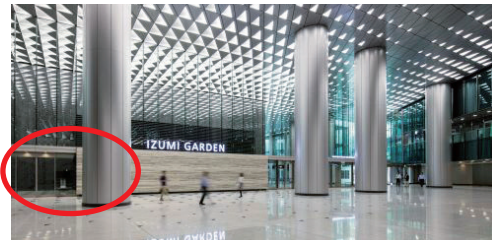


会場は9階です。

エレベーターで  
お上がりください。

西改札を出て直進していただき、**ビル左の入口**よりお入りください。

進んで右手に曲がっていただきますと、左側にエレベーターがございます。



## 会場ご案内図

インターネット又は郵送による事前の議決権ご行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。  
ご来場株主さまへの株主総会のお土産をご用意しておりません。

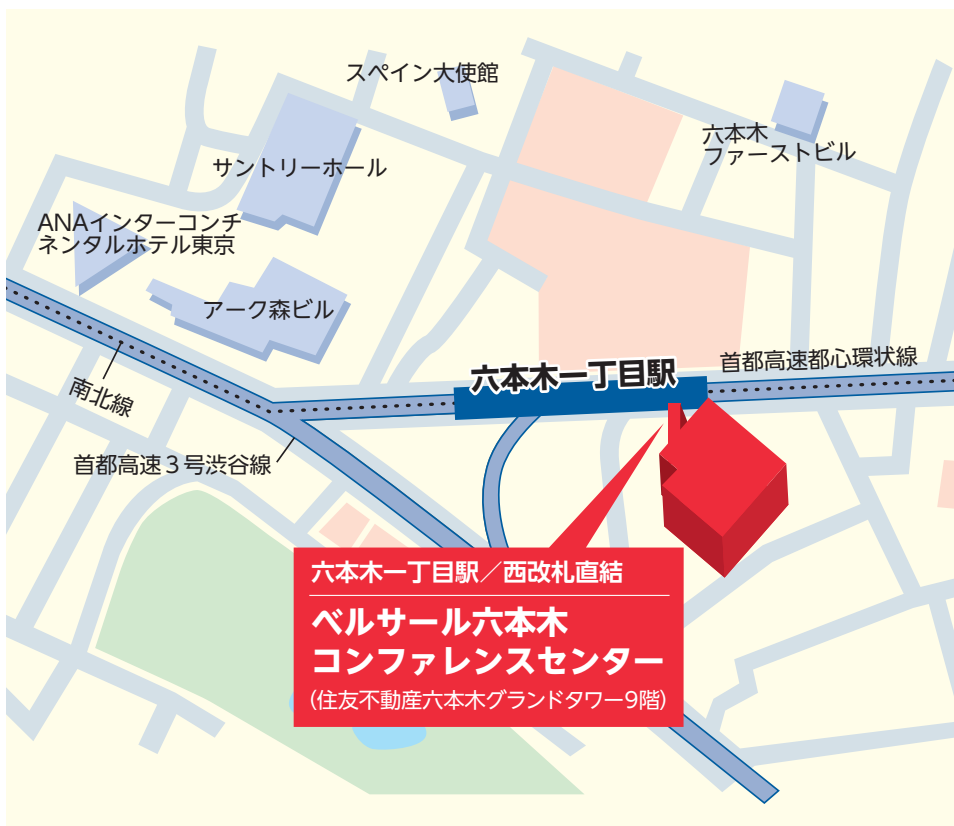
会場

### ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

交通のご案内

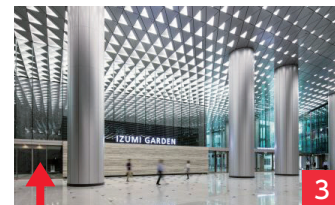
地下鉄-東京メトロ 南北線 六本木一丁目駅直結



六本木一丁目駅**西改札**を出ると、**住友不動産六本木グランドタワー**への**直結通路**になっています。



誘導サインをたどり、1分ほど進んでください。



住友不動産六本木グランドタワーのエントランスへ到着。  
**正面左手のエレベータで9階までお越しください。**

第1会場が満席となった場合には、別会場をご案内させていただきますので、予めご了承ください。  
なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。